

特記仕様書

工事名称：くすのきホール展示ギャラリー等天井改修工事

工 期：契約締結日の翌日から 令和8年 6月30日（火）まで

1. 一般事項

- (1) 本工事は、設計図書に示すところにより、工事施工に要する一切の労力、材料、機械等の供給を行い、工事対象物の使用目的に沿うよう完成するものとする。
- (2) 仮設物等の設置場所、使用範囲について、施設に支障を与えないような計画とし、担当者の承諾を受けること。
- (3) 本工事受注者は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」「同監修公共建築改修工事標準仕様書」に基づくほか、施工に伴う事故・火災等の災害の防止に十分留意し、緊急時等の適切な対応に努めること。
- (4) 工事施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。
- (5) 執務室に騒音・振動・塵埃等を与えることのないよう努めること。また、1階トイレ、2階会議室等への動線を確保すること。
- (6) 工事に当たっては、施設の破損等が無いよう十分留意すること。万一、破損した場合は、担当者の指示に従い修復すること。
- (7) 労働基準法に規定された法定労働時間を遵守すること。
- (8) 現場作業日時については、担当者に工程表を提出の上、事前に協議し決定すること。

2. 仮設工事

- (1) 工事関係車両は、工事範囲周辺道路等に駐車してはならない。工事車両の通行は朝夕の通学、通勤、通園時間帯を避けて行うこと

3. アスベストの事前調査

- (1) 天井撤去材については、大気汚染防止法に基づく事前調査を行うこと。なお、調査費用は現場管理費に含まれる。

4. 産業廃棄物の処理

- (1) 本工事により発生する産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき受注者の責任において適正に処理すること。

5. その他

- (1) 改修工事の範囲、方法等については、着手前に担当者立合いの上、確認すること。
- (2) 予定価格は、天井撤去材にアスベストが含有している設計としているため、入札金額も同様とすること。工事着手後、調査により含有していない場合は、設計変更（減額）の対象となる。